

協 定

大規模災害時における活動拠点及び車両等による運搬業務等の提供に関する協定書

大規模災害発生時における活動拠点及び車両等による運搬業務等の提供に関する協定書

株式会社安芸自動車学校（以下「甲」という。）と高知県安芸警察署（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における警察活動への活動拠点及び車両等による運搬業務等の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が所有する敷地の警察部隊の活動拠点としての使用、及び甲が保有する車両等による運搬業務等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（敷地の使用）

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点（部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。）として、甲の敷地の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に敷地を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地使用要領等は、甲及び乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

3 敷地使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行うこととする。

（車両等による運搬業務等の協力）

第3条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対して、甲が所有する車両等を利用した人員及び物資等の運搬業務等について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、可能な範囲で車両及び作業従事者（運転者等）を提供するものとする。

3 当該運搬業務等に係る燃料の費用は、災害発生時の直前における高知県と高知県石油業共同組合の単価契約価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定し、乙が支払うものとする。

4 当該運搬業務等に関し、事故、負傷等が発生した場合の補償等については、必要に応じ、都度、甲及び乙が協議のうえ対処するものとする。

(協議事項等)

第4条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

令和8年3月10日

甲 高知県安芸市川北甲2100番地
株式会社安芸自動車学校

社長

乙 高知県安芸市矢ノ丸2丁目9番2号
高知県安芸警察署

署長